

## 自治基本条例に基づく住民投票について検討作業の進め方（案）

### （１）検討作業の進め方

阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定についての諮問により、住民投票に係る条例の策定・運用に関する基本的な事項の検討を行うことについて、推進委員会に住民投票についての検討部会を設置し検討を行い、推進委員会として、その結果を市長へ報告する。

#### ①検討部会について

##### ● 検討部会構成案

検討部会は、委員会構成の各区分から2～3名の委員により構成する。

	《推進委員会》		《検証部会》
学識経験者	2名		1名
公共団体等の代表者	5名	⇒	3名
公募市民	5名		3名
計	12名		7名

#### ②検討について

検討は、定期的に検討部会を開催し、「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」に基づき、自治基本条例の趣旨に基づき、制度を検討する時は、市の情勢、他市の状況などを勘案して慎重に検討を行っていく。

検討結果については、検討部会から推進委員会に報告をし、必要に応じて今後の条例の推進方策について検討する。

#### ③検討部会の公開・非公開について

原則として、公開とする。しかし、議論に支障をきたす恐れがある場合は、検討部会の判断により非公開とできるものとする。

## (2) 検討スケジュール(案)

検討は、検討部会を定期的を開催し、住民投票制度についての基本的なことから約10の個別論点の検討を平成30年10月(検討により期間が延長になる場合もある)までに行い、推進委員会に報告をする予定とする。

検討部会	時期	内容
第1回	平成29年 7月	・住民投票制度について ・個別論点(案)について
第2回	9月初旬	・個別論点の検討(論点1、2)
第3回	10月下旬	・個別論点の検討(論点3、4)
	12月初旬	<b>第2回推進委員会</b> ・中間報告
第4回	平成30年 1月中旬	・推進委員会での意見を受けて検討 ・個別論点の検討(論点5)
第5回	3月初旬	・個別論点の検討(論点6、7)
第6回	4月中旬	・個別論点の検討(論点8、9)
第7回	5月中旬	・個別論点の検討(論点10) ・報告書まとめ
	6月下旬	<b>第3回推進委員会</b> ・中間報告
第8回	7月下旬	・推進委員会での意見を受けて検討 ・報告書まとめ
	8月	<b>第4回推進委員会</b> ・検討結果報告